

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの各事業年度の業務実績評価実施要領 (素案)

平成 年 月 日決定
地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会決定

「地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務実績に関する評価基本方針」に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項（以下「実施要領」という。）を定める。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実に促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。

2 評価の方法

- (1) 年度評価は、評価委員会が法人から提出された各事業年度における「業務に関する実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）」をもとに、法人からの聴取等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 年度評価は、別表 1 の評価項目ごとに評価を実施し、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。
- (3) 「項目別評価」は、年度計画の項目ごとに法人が当該事業年度の業務実績について自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期目標の達成状況全体について、総合的に評価する。
- (5) 評価委員会は、評価結果を決定する際には、評価結果の案を法人に示すとともに、それに対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

3 項目別評価の具体的方法

(1) 法人による自己評価

法人は、年度計画の個別項目ごとに、当該事業年度の業務実績を別表 2 の評価基準により ~ の 5 段階で自己評価（評点）し、計画の実施状況及び評価の判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。

また、評価を行う年度計画の大項目ごとに法人としての特色ある取り組みや未達成事項のほか、当該実施年度の前年度に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付するものとする。

(2) 評価委員会による法人の自己評価の検証及び個別項目評価

評価委員会は、業務実績報告書にある評価項目ごとに、法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて、法人から聴取を行ったうえで総合的に検証し、年度計画の達成状況について別表2の評価基準により5段階で評価（評点）を行う。

なお、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示すものとする。

(3) 評価委員会による大項目評価

評価委員会は、業務実績報告書にある評価項目ごとの評価と特記事項等をもとに、評価を行う年度計画の大項目ごとの達成状況について、別表3の評価基準によりS～Dの5段階で評価（評点）するとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

大項目評価は、評価項目の評価ランクごとに、を5点、を4点、を3点、を2点、を1点として大項目別の平均点を算出し評価した結果を判断の目安として、評価委員会が総合的に判断したうえで評価を決定する。ただし、以下の小項目がある場合は、A評価以上とはしない。

4 全体評価の具体的方法

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況全体について、記述式により総合的に評価を行う。

5 評価結果

- (1) 評価委員会は、評価結果について法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、評価結果を踏まえて必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行うものとする。
- (3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。

6 評価結果の反映

- (1) 評価委員会は、評価結果がDランクの項目について、原則として業務運営の改善その他の勧告を行うものとする。
- (2) 法人は、評価結果がC及びDランクの項目について、自主的に業務運営を改善するなど所要の措置を講ずるものとする。

7 その他

- (1) 法人が作成する業務実績報告書並びに、評価委員会が作成する評価結果報告書の様式は以下のとおりとする。
業務実績報告書・・・別紙様式1
評価結果報告書・・・別紙様式2
- (2) この実施要領は、評価委員会の決定により必要に応じて見直すことができる。

8 附則

この実施要領は、法人の平成24年度における業務の実績に係る評価から適用する。

別表 1

年度評価における評価項目（実施要領 2 - (2) 関係）

区 分	評 価 項 目
個別項目評価	以下の「大項目評価」を行う項目における中期計画の最小項目に関連する項目を基本とする。
大項目評価	中期計画の大項目に関連する年度計画の次の4つの大項目 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 第3 財務内容の改善に関する事項 第7 その他業務運営に関する重要事項
全体評価	中期計画の進捗状況及び中期目標の達成状況

【備 考】

- 1 年度評価は、個別項目評価の結果を基に、大項目評価、全体評価の結果を導くこととする。
- 2 個別項目評価は、中期計画の最小項目に関連する項目を基本とし、以下については年度計画における最小項目とする。
 - ・中期計画「第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の「1 医療の提供」のうち、「(2)信頼される医療の提供」及び「(4)患者・県民サービスの向上」

別表 2

個別項目評価における評価基準（実施要領3 - (1)、(2)関係）

区分	評価の基準の説明
	年度計画を著しく上回って実施している
	年度計画を上回って実施している
	年度計画を概ね計画どおり実施している
	年度計画を十分に実施できていない
	年度計画を著しく下回っている、又は実施していない

【備考】

- 1 評価にあたっては、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。

別表 3

大項目評価における評価基準（実施要領 3 - (3) 関係）

区分	評価の基準の説明	判断の目安
S	中期計画の進捗状況は特筆すべき実施状況にある	評価委員会が特に認める場合かつ 小項目の平均点が 4 . 3 点以上
A	中期計画の進捗状況は順調に進んでいる	小項目の平均点が 3 . 4 点以上 4 . 3 点未満
B	中期計画の進捗状況は概ね順調に進んでいる	小項目の平均点が 2 . 6 点以上 3 . 4 点未満
C	中期計画の進捗状況はやや遅れている	小項目の平均点が 1 . 9 点以上 2 . 6 点未満
D	中期計画の進捗状況は著しく遅れている又は実施していない	評価委員会が特に認める場合かつ 小項目の平均点が 1 . 9 点未満

（注）小項目の平均点は、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

【備 考】

- 1 評価にあたっては、当該大項目にかかる個別項目評価の評点の平均値のみで判断するのではなく、必要に応じて、重要な意義を有する事項、優れた取組がなされている事項、その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。